

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

総務部 課税課、収納課

生活環境部 環境課

福祉保健部 児童家庭課

建設部 道路河川課

平成27年 3月30日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 山 本 一 成

同 高 森 克 史

# 監 査 報 告 書

## 1 監査の対象及び期間

建設部道路河川課

監査期間 平成 26 年 4 月 10 日から平成 26 年 5 月 22 日まで

福祉保健部児童家庭課

監査期間 平成 26 年 10 月 8 日から平成 26 年 11 月 10 日まで

総務部課税課

監査期間 平成 26 年 11 月 10 日から平成 26 年 12 月 24 日まで

総務部収納課

監査期間 平成 26 年 12 月 24 日から平成 27 年 2 月 4 日まで

生活環境部環境課

監査期間 平成 27 年 2 月 4 日から平成 27 年 3 月 23 日まで

## 2 監査を実施した委員

別府市監査委員 惠 良 寧

同 山 本 一 成

同 高 森 克 史

## 3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して行った。

## 4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(道路河川課関係)

### (1) 委託料について

ア 見積書の記載が概括的で委託料の積算根拠が不明なものや、業務履行報告書等の添付がないものが見受けられた。見積額の積算根拠の記載や業務履行報告書等の添付など契約事務の適正な処理に努められたい。

イ 20 万円以下の随意契約において、一部の業種で見積業者に若干の固定化が見受けられた。実績による一定の品質の確保や効率性は期待できるが、公正な契約を実現するために、発注方法等を改めて検討されたい。

ウ 本来、一の業務として契約すべきと思われる業務を分割して発注しているものが見受けられた。別府市契約事務規則を遵守し、より適正かつ公正な契約を実現するために、契約事務の方法等を検討されたい。

エ 道路河川課発注に係る委託業務の発注件数は、年間で 300 件を超えており、契約締結に係る事務や業務管理、委託料の支払処理等において事務の煩雑化が見られる。限られた予算と人員を有効に活用するために、実行可能な業務については、一体的な契約を締結するなど現行の契約方法の見直しを検討されたい。

## (2) 使用料及び賃借料について

使用料等の支払について、請求期間や納入期限等記載内容に不備が見られる請求書によって支払事務が行われていた。別府市会計事務規則第 45 条の規定に基づき、支出命令者は請求書等の内容が適正であるか否かを精査した上で、支払事務を行われたい。

## (3) 道路及び普通河川の占用について

### ア 道路及び普通河川の占用許可の申請について

道路及び普通河川の占用許可申請書や決裁に係る記載事項、相手方から収受する請書等の記載内容に未記載のものや、日付に齟齬のあるものなど不備が見受けられた。書類の収受時には、内容を詳細に確認し、不備がある場合には、記載を求めるなどし、占用許可に当たっては、その理由及び関係規定の適用条項を示して判断されたい。

### イ 道路占用料の賦課について

別府市道に係る占用料の取扱いについては、別府市道路占用料徴収条例に定められており、「占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件」についても、同条例第 2 条第 3 項第 5 号に基づき、市長が定めるものとされている。

別府市道路占用料徴収条例に基づき、「占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件」の内容を定めるとともに、「占用料を徴収しないこと」の判断に当たっては、その理由及び関係規定の適用条項を示した上で意思決定されたい。

### ウ 道路占用及び道路使用に係る判断基準について

道路使用に該当すると思料される案件について、道路占用として申請を受け、許可を行っているものが見受けられた。

道路法第 32 条に基づく道路の占用許可と道路交通法第 77 条に基づく道路の使用許可に係る考え方を整理し、申請の内容によって可能なものについては、事務手続を簡素化するなど、事務処理の効率化を検討されたい。

## エ 普通河川占用料の減免について

普通河川占用料のうち、徴収しないことを決定しているものについて、相手方から減免申請書の提出がなく、根拠規定も不明なものが見受けられた。

普通河川占用料の減免に当たっては、別府市普通河川取締条例等の関係規定に基づき、その内容を精査し、減免の理由や適用条項を示した上で、意思決定を行うなど適正な事務処理に努められたい。

## オ 道路及び普通河川占用料の収入事務について

### (ア) 調定について

道路及び普通河川占用料は納入通知書を発する収入であるが、納入通知書の発送後にまとめて調定がなされていた。

地方自治法第 231 条の「調定」とは、歳入の内容を調査し、収入金額等を決定する行為であり、事後調定が認められたもの以外は、「収入するときは」、調定があることが前提となる。関係規定に基づき、適正な事務処理を行われたい。

### (イ) 公示送達について

居所不明等により賦課徴収に関する書類の送達が困難なものについて、公示送達がなされていなかった。納入通知書の送達は、収入事務の基礎となるものであると同時に、督促状の告示日は時効の起算日にも関連するものであるので、関係規定に基づき公示送達を行われたい。

### (ウ) 督促状の発行について

年度当初に一括して納入通知書を発送したものについては、督促状が発行されていたが、随時に占用許可申請を受け付け、納入通知書を発しているものについては、督促状が発行されていなかった。

道路占用料は、道路法に基づいて徴収するものであり、督促状の発行についても同法に定められている。

また、普通河川占用料は、別府市普通河川取締条例に基づくものであり、督促状等の取扱いについては、別府市税外収入の督促手数料等の徴収に関する条例に定められている。法令及び条例等の規定に基づき、督促状を発行されたい。

### (エ) 催告及び滞納整理について

滞納者に対して、郵便及び訪問による催告が行われ、徴収率の改善も見られた。引き続き滞納整理に努められたい。道路占用料は、道路法の規定により強制徴収を行うことができるものである。長期間納付を行わない者に対しては、差押等の滞納処分や関係規定に基づく使用許可の取消しについても検討されたい。

## (4) 工事請負契約について

ア 特記仕様書第 2 条に定められている指示・承諾・協議・検査事項については、別に定める様式により請負業者から提出されるようになっているが、様式が統一されていないことから、必要な項目の記載欄がないものもあり、記載事項が未記載のもの

のなど不備が多く見受けられた。

特記仕様書第3条に定められている工事の標示については、工事の安全管理面から標示事項が決められているのにもかかわらず、標示を確認する写真が添付されていないものや、施工主体及び施工業者の連絡先が標示されていないもの等が見受けられたので、施工者に対し指導等を行い、周知徹底を図られたい。

イ 交通安全施設整備関係において、20万円以下の工事について、業者選定に若干の固定化が見られた。公正な契約を実現するために、発注方法等を再度検討されたい。

ウ 一部の工事について、本来一のものとして契約すべきと思われる工事を分割して発注しているものが見受けられた。別府市契約事務規則を遵守し、より適正かつ公正な契約を実現するために、契約事務の方法等を検討されたい。

#### (5) 工事の施工状況について

ア 各工事において、特記仕様書に「排ガス対策型建設機械」や「工事現場における現場代理人及び主任（監理）技術者の腕章着用状況」の写真の提出が定められているが、一部において提出されていない事例が見受けられた。今後は特記仕様書の関係規定を遵守されたい。

イ 設計書に交通誘導員を計上している工事においては、特記仕様書第27条に明示された資格要件者による交通誘導を行うとともに、交通誘導員の計上人員等内容の条件明示を検討の上、設計計上人員と実績集計人員とを把握し、適正な交通誘導員の計上に努められたい。

ウ モルタル吹付け工において、図面の構造図にアンカー、ラス張、スパーサー、水抜き等の数値基準が明示されていなかったが、施工上必要と思料されるので、今後は明示されたい。

#### (6) 里道及び水路の境界確認について

里道・水路の境界確認は、私人間の境界確定にも重要な役割を果たす業務であり、今後も別府市が紛争の当事者となり得る可能性があるため、紛争を未然に防止し、訴訟リスクを可能な限り軽減するためにも、専門の正規職員を配置するなどしてその体制を強化されたい。

#### (7) 道路台帳平面図等について

道路の管理は私人の権利・利益に影響する場合が多く、道路台帳の内容を確認する必要が生じることが多々あるので、道路台帳平面図等をインターネットで公開するなど可及的速やかにその公開方法を改善されたい。

## (8) 維持補修班について

現在、維持補修班は、市道のアスファルト舗装、河川水路の補修、市道内の側溝清掃、水路の清掃、市道及び市有地の草刈、農薬散布及び塩化カリウム散布等の業務を行うなど、現場での活動を基軸として日々の業務を行っており、このような業務の安全かつ円滑な遂行という観点から監査を行った。

### ア 備品の管理について

備品の管理については、別府市物品取扱規則に基づき、おおむね適切に保管されていたが、ハンドガイドローラーが故障したまま保管されているなど不備な物が一部で見受けられた。別府市物品取扱規則第 12 条及び第 13 条に基づき、物品管理者は適正かつ効率的に物品を管理し、常に良好な状態で保管されたい。

車両について購入時から既に 20 年以上経過しているものが見受けられたので、業務の安全性や効率性、経済性などを総合的に考慮し、別府市管理車買換え基準に基づき、車両の適正な管理を行うよう検討されたい。

### イ 作業着について

維持補修班の現場での活動実態からみて、現在、職員に支給されている作業着の材質が「薄く」、業務の安全かつ円滑な遂行に支障があると思料される。維持補修班の業務の特殊性を考慮し、労働安全衛生及び安全配慮義務を踏まえ、安全かつ円滑に業務を遂行し得る作業着を支給することを検討されたい。

### ウ 維持補修班の事務所について

維持補修班は、別府市の道路行政の円滑な運営を図る上で、独自の役割を果たしているものと思料される。維持補修班の事務所は老朽化が進行しており、施設の改修についても検討されたい。

## (9) 別府市自転車等駐車場の管理について

おおむね適正に処理されていると思料される。

なお、自転車等駐車場は、JR別府駅に隣接して設置されていること等にかんがみ、道路河川課のみならず、観光関係のセクション等とも連携を図り、放置自転車を観光客のためのレンタサイクル等に活用するなど、別府市の都市計画や観光政策等を総合的に勘案し、施策をより充実化することを検討されたい。

### (児童家庭課関係)

#### (1) 保育料の徴収事務について

滞納処分以外の事務は、おおむね良好に処理されていると思料されるが、督促手数料及び延滞金を徴収していない。督促手数料等を徴収しない「やむを得ない理由があると認める場合」(別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例第 3 条第 1 項

ただし書)は、個々の状況に即してその旨の決定を行うなどし、関係法令に基づき、適正な債権管理を行われたい。

保育料は、児童福祉法第56条第7項に基づく「地方税の滞納処分の例により処分ができる債権」であるが、差押えの実績は認められなかった。

滞納者への催告等はなされており、平成25年度の収納率は前年度を若干上回っているものの、滞納額が1世帯で200万円を超えている事例も見られ、受益者負担及び既納付世帯との公平性を確保し、債権を保全するためにも、今後、差押え等の滞納処分を実施するなど、滞納整理を強化されたい。

## (2) 委託料について

ア 履行報告書に係る收受手続が適正に処理されていない文書が多く見受けられたので、別府市文書管理規程に基づき、適正に処理されたい。

なお、委託契約については、契約書や仕様書に基づく履行の確認を確実に実施されたい。

イ 警備委託において履行報告と検査の日付が前後しているものや、保険契約の写しが初年度は添付されているが、次年度以降は添付されていない事例が見られたので、関係規定等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

ウ 予定価格の作成において、必要な書類及び積算資料等が添付されていない委託契約が見受けられたので、別府市契約事務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

エ 随意契約で執行できる契約を指名競争入札で行っている事例が見受けられた。契約事務の方法等を検討されたい。

## (3) 補助金交付事務について

ア 補助金交付に係る事務処理について、実績報告書を収受した後に、一部補助金について額の確定がなされていない事例が見られた。別府市補助金等交付規則及び各補助金の交付要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。

イ 別府市保育所地域活動事業補助金に係る補助基準額について、複数の事業を実施した場合の基準額の算定方法について、曖昧性が認められた。補助基準額の算定方法の見直しも含めて検討し、分かりやすい基準とするよう努められたい。

ウ 別府市認可外保育施設助成金について、実績報告書の中に休日と夜間の利用人員を記載する欄がなく、実績報告書において支給額の正否が確認できなかった。事業の実施内容や助成基準との整合性を考慮した様式への変更について検討されたい。

#### (4) 扶助費について

助産施設入所費や高等職業訓練促進給付事業等の支給事務については、おおむね適正に事務処理されていたが、一部、申請書等で受付印が押印されていないものが見受けられた。

申請者の申請日は記載があるが、別府市の受付日が確認できないので、別府市文書管理規程に基づき、文書担当課收受日付印を押印し、管理されたい。

文書管理の基本を改めて確認し、適切に処理されたい。

#### (5) 報酬について

別府市要保護児童対策地域協議会の構成員等に係る報酬の支払に関し、法令上の根拠を明確にした上で、報酬の支払方法等を適正化されたい。

#### (6) 財産管理・現金管理等について

ア 児童家庭課が施設整備を行った放課後児童クラブ専用施設の財産管理に関し、「公の施設」（地方自治法第 244 条）の該当性や委託の在り方等に関し、他の市町村の事例等も調査するなどして、是正措置の要否について検討されたい。

イ 遊具及び備品の安全管理は、おおむね適正になされていた。また、保育所等で収納した公金の現金管理についても、おおむね適正な事務処理がなされていた。ただし、現金を取り扱う一部職員に分任出納員証が交付されていなかった。別府市会計事務規則に基づき、速やかに分任出納員証を交付されたい

#### (7) 工事について

ア 「第 2 南立石放課後児童クラブ用クラブ室新築給排水衛生設備工事」及び「同電気設備工事」において、工事発注時の見積りのための「見積参考資料」には、代価表及び複合単価表は添付していないとのことであるが、代価表及び複合単価表に記載されている数量を業者が図面により見積もる必要があると思料されるので、今後は「見積参考資料」に必要と思料される数量を明記することを検討されたい。

イ 「鶴見保育所ランチルーム東側窓ガラス入替」は 20 万円以下の見積書による工事であるが、「簡易工事・修繕依頼書」に受付課である建築住宅課の決裁書類が添付されていないので、工事関係書類に添付されたい。

#### (課税課関係)

##### (1) 固定資産税に係る課税客体の把握について

平成 26 年 9 月 16 日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知を踏まえ、納税者の信頼確保のため、固定資産評価員及び固定資産評価補助員の専門知識を向上させ、能力の向上を図り、適正な課税を行うために必要な措置を講じられたい。

## (2) 固定資産税等に係る返還金について

地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づく「寄附又は補助」として、固定資産税等に係る返還金を支出していることから、返還金の交付を受けようとする者からの交付申請に基づいて、交付決定を行うことが必要であると思料される。交付申請及び交付決定に伴う交付決定通知の要否について検討し、必要に応じて要綱等に定められたい。

## (3) 減免に伴う申請について

固定資産税の減免申請書に資産の所在、地目、地籍及び床面積等の基本情報が記されていない事例が見られた。

軽自動車税の減免申請書に別府市税条例第 89 条第 2 項に規定されている項目の記載がないものや、申請する当該年度の記載等で不備なものが見受けられた。これらの情報は減免の対象を確認する上で重要な情報である。別府市税条例に基づき、申請者に適正な申請を行うよう指導されたい。

## (4) 法人市民税について

### ア 法人設立届等の様式について

法人市民税に係る様式については、別府市税条例施行規則では「法人市民税更正・決定通知書」のみ定められ、設立届及び異動届等の様式が定められておらず、これらの様式の整備を検討されたい。

### イ 法人市民税の未申告法人等の把握について

法人市民税は、申告に基づき賦課・徴収するものであり、均等割については、法人の利益の有無にかかわらず、課税するものであるから、市内に設立されている法人を把握することが重要である。税務署及び県税事務所等の関係機関と連携をとり、情報を共有し、課税客体を的確に把握されたい。

### ウ 減免について

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に関し、設立届及び減免申請書の提出がなされていないものが見受けられたため、実態に即した手続を履践することを促し、適正に処理されたい。

「減免を受けようとする事由を証明する書類」（別府市税条例第 51 条第 3 項）が添付されていないものが見受けられたので、添付するよう指導し、適正に処理されたい。

## (5) 軽自動車税・たばこ税・入湯税について

軽自動車税、たばこ税及び入湯税の各申告書について、申告書の記載漏れや申告書が提出期限に遅れて提出されているもの等不備な点が多く見受けられた。

これらは前回の定期監査においても指摘したところであるが、未だに改善がなされ

ていないことから、なお一層周知徹底させるとともに、指導を強化されたい。

平成 23 年地方税法改正により、別府市税条例第 100 条の 2 に、たばこ税に係る不申告等に対して過料を科する旨の規定が新設されたこと等にかんがみ、過料についても検討するなどして、義務の履行を促すよう指導されたい。

## (6) 手数料について

おおむね適正に処理されていたが、以下の点について改善を図られたい。

ア 証明交付請求書において、使用目的、提出先、必要年度、通数及び金額等の欄に記載のないものが見受けられたため、必要事項の記載について指導し、適切に処理されたい。

イ 所得証明書等の郵便請求において、課税課税制係が所管している金券等受領簿には、処理日や処理経過等の記載はなされていたが、処理担当者や所属長の確認印の欄に押印がなされておらず、金券等の管理に関する責任の所在が不明確になっていることから、金券等受領簿の処理方法を改善されたい。

固定資産税部門が所管している証明等郵便請求受領簿では、受領簿の発信者欄に弁護士や司法書士などの証明書の送付先が記載されているのみで、納税義務者等が記載されていないことから、受領簿の様式を見直すなどの改善を検討されたい。

## (7) 課税課端末の警告表示について

平成 26 年 6 月 25 日付け総務省自治行政局住民制度課長通知を踏まえ、課税課端末の警告表示の見落としを防止するために必要な措置を講じられたい。

### (収納課関係)

#### (1) 別府市収納対策推進計画の進捗状況の管理について

収納課職員全員が滞納整理に関する情報を共有し、滞納整理の進行管理をより適切かつ円滑に実施するためにも、収納課職員全員に月別個人別徴収金額等に関する集計記録等を回覧するなどされたい。

#### (2) 市税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当について

ア 平成 23 年 7 月 1 日付けで特殊勤務手当の運用見直しが決定された際、運用見直しの「検証」が条件として付されていることから、速やかに「検証」されたい。

イ 別府市職員の「給与その他勤務条件」に関する事務を所掌している職員課と速やかに協議を行い、是正措置を講じられたい。

### (3) 市税の収納事務について

つり銭等について、別府市会計事務規則第 26 条第 2 項に基づく「つり銭等の交付、保管その他の事務の取扱いについて」（平成 20 年会計管理者訓令第 1 号）に定められた手順が履践されていなかった。つり銭等について、適正な手順に基づいて取り扱われたい。

### (4) 滞納処分の執行停止及び不納欠損について

滞納者に対する催告等は実施されていたが、差押え等の税の保全がなされていないものや、差押えはなされているが、交付要求を行っても配当が得られない事例が見られた。徴収事務の執行に当たっては、相手方の状況を十分に把握するとともに、必要に応じて債権の保全を行うなど、適時かつ適切な滞納処分の実施に努められたい。

### (5) 市税の督促について

全ての税目で督促状発送に係る起案が行われていない。督促は、滞納処分や時効の中断等の重要な前提条件となるものであり、起案・決裁は、意思決定の基礎となるものであるので、適切な事務処理を行われたい。

### (6) 分割納付について

分納誓約書に押印がないものや交渉経過の記録において協議内容の記載が不十分なもの、分納誓約書の收受月日等の記載漏れ等が見受けられたので、事務処理を改善されたい。

分割納付を認める場合は、地方税法で定められた徴収の猶予等の制度の適用を検討した後に、分割納付を認めるよう留意されたい。

分割納付履行後の延滞金の取扱いに関し、別府市収納対策推進計画を踏まえ、「延滞金の確定金額」について規定している地方税法第 20 条の 4 の 2 第 5 項及び昭和 38 年 9 月 19 日付け自治省税務局長通達五 (2) に基づき、適正に処理されたい。

延滞金を減免する場合は、法令遵守の徹底を図り、決裁権者の決裁を得た上で、所定の手続を履践し、決裁文書を適切に管理されたい。

### (7) 市税の過誤納金の還付及び充当について

おおむね良好に処理されていた。市税の還付未済金の取扱いに関し、還付及び充当の事務処理を遅滞なく行い、還付未済金の減少に向けなお一層努力されたい。

#### (環境課関係)

#### (1) 手数料収入について

ア 別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条に定めている手数料に関し、家庭系廃棄物のうち「臨時的に行うもの」に係る手数料について、有料ごみを収集した日に徴収した手数料が速やかに指定金融機関等に入金されていないものが見受け

られた。

別府市会計事務規則第 24 条第 2 項は、「現金等を収納したときは、速やかに指定金融機関に払い込まなければならない」と定めていることにかんがみ、現金の集計時間等を検討し、速やかに指定金融機関等に入金するようされたい。

つり銭の用意がなされておらず、公私の現金を区別するためにも、別府市会計事務規則第 26 条第 2 項に基づく、「つり銭等の交付、保管その他の事務の取扱いについて」（平成 20 年会計管理者訓令第 1 号）で定められた手続を履践することを検討されたい。

イ 指定ごみ袋に係る手数料の収納事務については、おおむね適正に処理されていた。

指定ごみ袋の発注の受付から手数料の請求等に関する一連の事務が別府市リサイクル情報センターと本庁で行われており、事務処理の一層の効率化等を図るため、本庁に指定ごみ袋手数料用のパソコンを配置すること等を検討されたい。

ウ 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入に関し、狂犬病予防注射実施報告書の提出がなされていない。別府市狂犬病予防法施行細則に基づき、提出につき指導されたい。

上記 2 種の手数料共に払込書兼領収済通知書等と犬の登録申請書、狂犬病予防注射通知書及び受付票との照合が困難であったので、事務改善を図られたい。

## (2) 行政処分等について

ア 別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 16 条に照らし、関係資料を調査したところ、許可申請書や運営状況報告書に収受印の押印がないものや、運営状況報告書を提出していないものが見受けられた。適正な事務処理及び提出書類等に関し、関係当事者に指導されたい。

イ 上記アの許可車両について、自動車検査証の有効期間が経過した車両が使用されることのないよう、自動車検査証の管理の一層の適正化を図られたい。

## (3) 委託料について

ア 清掃事務所施設警備委託業務の実績報告書については、報告内容を内部で共有し、保安責任者を明確にして、安全管理の徹底を図られたい。

イ 公益社団法人別府市シルバー人材センターに委託しているごみ収集委託業務について、仕様書及び業務計画書において示された業務に関し、収受している業務履行報告書の内容では、その履行状況が確認できないものとなっていた。業務計画の内容に沿った業務履行報告書を提出するよう、指導されたい。

ウ 市営墓地清掃等委託業務について、業務履行報告書の提出及び業務完了後の検査に関し、遅延しているものが見受けられた。別府市契約事務規則に基づき、適正な事務処理の執行に努められたい。

エ し尿処理場春木苑に係る委託業務について、契約書の約款に定められた書類の提出を受けていないものや、文書に収受印のないもの等不備が見受けられた。契約書に定められた契約条項及び別府市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を執行されたい。

#### (4) 資源物の売払収入の取扱いについて

資源物選別処理委託業務及び古紙・古布回収委託業務を履行する過程で生じる資源物の売払収入が別府市の歳入とされていない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法及び別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を踏まえた上で、受託業者から資源物の売払状況等に関し、報告を求めるなど必要な調査を実施するとともに、契約内容を見直すなどして、売払収入を別府市の歳入とすることを検討されたい。

#### (5) 別府市リサイクル情報センターに係る実費徴収について

「公の施設」（地方自治法第 244 条）である別府市リサイクル情報センターを使用させるに当たり、冷暖房料金等の実費徴収がなされていない。平成 24 年度に実施した「使用料・手数料の減免」に関するテーマ監査において、使用料を減免した場合であっても、冷暖房料金等の実費徴収を行うべきことと指摘していることを踏まえ、別府市リサイクル情報センターについても、冷暖房料金等の実費徴収を行うことの可否を検討されたい。

#### (6) 工事について

20 万円以下の工事は、見積書、請求書、支出負担行為兼支出命令書等により決裁がなされているが、以下の事項について適正に処理されたい。

ア 請求書において「竣工を認める」者とあるのは、「検査員」であると思料される。別府市契約事務規則第 16 条第 1 項は、「契約担当者から検査を命じられた者」と定めているが、一部工事において、検査員でない者が検査を行っているので、適正に処理されたい。

イ 別府市契約事務規則第 16 条第 3 項は、「検査員の職務は、特別の事由がある場合を除き、契約担当者から監督を命じられた職員の職務と兼ねることができない」と定めているが、一部工事において、兼務がなされているので、適正に処理されたい。

ウ 工事の監督員は、専門性が必要と思料されるので、相応の職種の者が監督の職務を執行することを検討されたい。